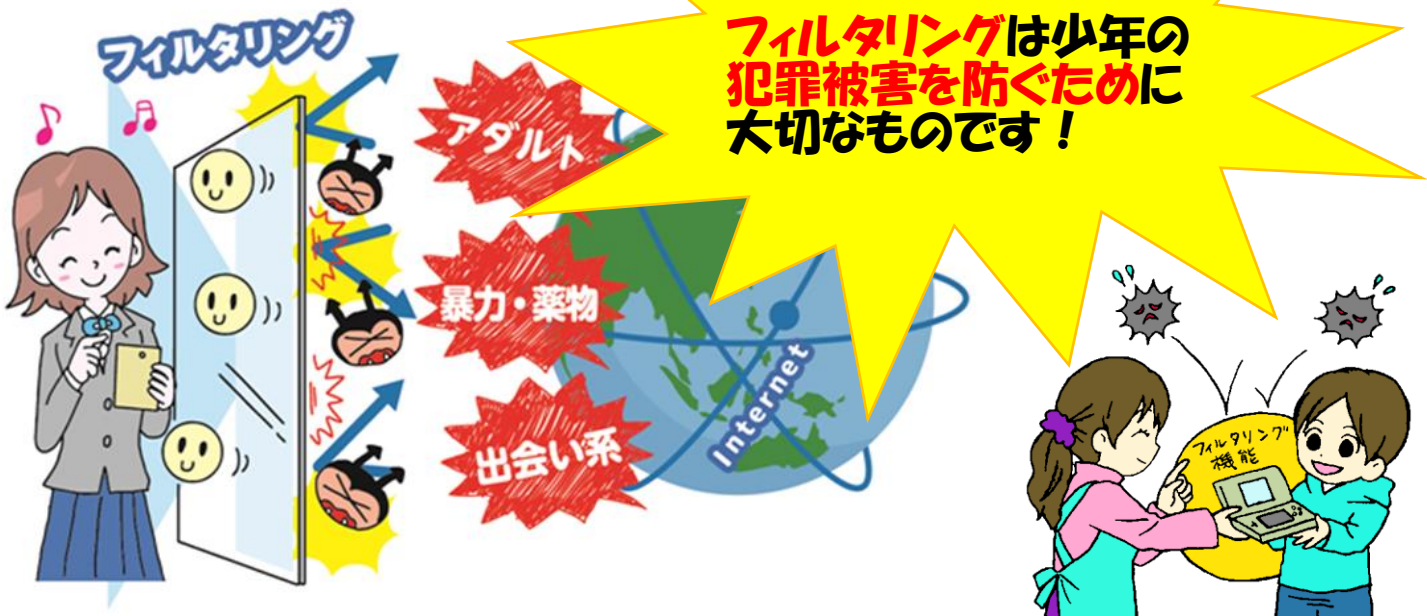


フィルタリングを必ず利用しよう！！



※SNSを通じて児童ポルノや児童買春等の犯罪被害にあった少年のうち**9割以上がフィルタリングを利用していませんでした！**

**フィルタリングは少年の
犯罪被害を防ぐために
大切なものです！**



青少年インターネット環境整備法により、携帯電話会社と契約代理店は、使用者が**18歳未満**の場合、

- 青少年確認
- フィルタリングの説明
- フィルタリングソフトウェアやOSの設定

の義務があります。

そのため、保護者は、

- 18歳未満が使用者である旨申し出る
- フィルタリングの説明を受ける
- フィルタリングを使えるようにしてもらうようにしましょう。

